

第 3 回

札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会

議 事 録

日 時：2026年7月31日（金）午後6時開会

場 所：TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通 ホール6D

1. 開 会

○古元座長 定刻となりましたので、ただいまより第3回札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

本検討会は、この第3回が最終回となる予定である旨を事務局より伺っております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局よりお願いいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 札幌市環境局事業廃棄物課長の藤本と申します。

まず、委員の出席状況について報告させていただきます。

本日、委員8名全員に出席いただいております。

続きまして、資料の確認ですけれども、お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、1枚物の会議次第がありまして、その次に、委員の一覧、配席図、左をホチキスで留めています札幌市都心部の喫煙対策についてというカラーの資料になります。

全部で4種類ありますが、足りないものはございませんか。

続きまして、会議の公開についてですけれども、これまでの会議と同様に、本日の会議は公開で開催をさせていただきます。

また、発言内容をまとめた議事録につきましても、後ほどホームページで公開をさせていただきますので、ご承知おください。

それでは、令和8年4月1日付の人事異動に伴いまして、環境局長が交代しておりますので、ご紹介させていただきます。

○事務局（加茂環境局長） 皆様、おばんでございます。

令和8年4月1日付の人事異動で、前任の梅田に代わりまして環境局長に着任をいたしました加茂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 事務局からは以上です。

2. 議 事

○古元座長 それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

お手元の次第の議事に当たりまして、まず、事務局から資料3のご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（石田特定廃棄物係長） 札幌市事業廃棄物課の石田と申します。改めまして、よろしくお願いいたします。

お手元の資料3を説明させていただきたいと思います。

第3回検討会資料、札幌市都心部の喫煙対策についてご説明させていただきます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、まず、1ページ目の第1・2回検討会のまとめ、及び第3回検討会での検討事項として、ご意見を賜りたい部分を記載しております。

まず、一番上にあります第1・2回検討会のまとめにつきましては、第1回、第2回、そして、今回も含め、委員の皆様全員に出席いただいておりますこと、かつ、札幌市ホームページ上にこの2回の議事録も載っておりますので、概略的に説明させていただきたいと思います。

まず、①は、喫煙制限区域拡大と喫煙所整備ということで、第1回検討会では、喫煙制限区域の拡大は有効であり必要、そして、それと併せて喫煙所の整備も検討するべきであるというご意見をいただきました。

そこに併せて、第2回検討会ですが、事務局より喫煙制限区域の拡大案を提示させていただき、大通公園と創成川公園全域、そして、すすきの地区を加えた事務局の案におおむね賛成をいただきました。

そして、②の喫煙規制対象（過料）の追加は、加熱式たばこについては過料規制の追加ではないかと第1回検討会でいただいております。

そこを踏まえまして、第2回検討会では、國枝委員から、加熱式たばこに関するご説明をいただきまして、そのご説明を踏まえ、加熱式たばこの規制への追加はおおむね賛成という意見をいただいております。

③は、周知啓発・取り締まりですが、第1回検討会では、周知啓発によりルールを守っても

らえることが理想である、あわせて、喫煙所がある場所の周知もしていったほうがよいのではないかというご意見でした。

第2回検討会では、観光都市札幌にふさわしいデザイン、例えば、ピクトグラムなどを活用するといったデザイン性を検討していくべき、そして、そもそも規制や取締りではなく、札幌に住んでいる方、これから来る方も自発的にマナーを守ってもらえるような社会をつくっていくのが理想であるというご意見も賜りました。

④は、その他ですが、第1回検討会では、宿泊税の活用を検討、そして、すすきの観光協会のご意見や要望も聞きたいというお話がありました。

第2回検討会では、それを踏まえまして、すすきの観光協会のご意見についてもお示しさせていただき、あわせて、喫煙対策に公費を投入することについては慎重な議論が必要であるという意見もございました。

以上が第1回と第2回検討会の大きなまとめとなっております。

これを踏まえまして、下の段の赤枠で囲っておりますが、第3回、今回の検討会での検討事項、ご意見をいただきたいこととしまして、一つ目は、町内会や関係団体等の意見を踏まえての喫煙制限区域拡大の修正案についてということで、今回、私ども事務局で修正案をつくっておりますので、こちらについて、改めてご意見をいただければと考えております。

二つ目は、公衆喫煙所の整備についてということで、札幌市の市有地の中での設置候補地を調整が見えてきた範囲でお示しさせていただきたいと思います。あわせて、民間事業者との連携方法の具体的なイメージや方向性を事務局の考えとしてお示しをさせていただき、ご意見をいただければと思います。

そして、今回の三つ目は、新ルール案のまとめについてということで、これまでの検討を踏まえての包括的なご説明をさせていただき、それを踏まえた札幌市都心部の環境美化の在り方や実現と検討会を通してのまとめとしてのご意見も頂戴できればと考えている次第です。

では、次のページに進ませていただきます。

2番目の関係町内会や近隣関係団体からの意見になります。

こちらは、札幌市のポイ捨て等防止条例の中で、区域の指定や変更の際には、関係地域住民、団体の意見を聞くこととされており、その規定に基づいて喫煙制限区域の拡大等についてご意見を聴取してまいりました。これについてご報告をさせていただきます。

関係町内会と近隣関係団体ということで表の中で並べておりますが、一つ目が喫煙制限区域に関するご意見です。

区域の拡大については、まず、町内会からは賛成であるとお話をいただいております。

2項目ですが、住宅街が中心であるエリアについては区域とする必要はないのではないかとお話もありました。

ここで、資料の修正をお願いいたします。

具体的なエリアは次のページでお示しをさせていただくのですが、この中の1項目めの北7条西5・6丁目を北7条西6・7丁目と修正いただきたいと思います。

具体的な区域につきましては、次のページでご説明させていただきます。

次の項目の新幹線の開業など、まちの状況の変化に応じて、場合によっては、札幌駅北側の区域拡大についても検討してほしいというのが町内会からいただいた意見です。

それを踏まえまして、近隣関係団体にもご意見をいただいております。

同じく、区域の拡大については賛成、そして、住宅街が中心のエリアについては、区域としては必要ないのではないかとのご意見を受けて、すすきの観光協会から、すすきの地区は豊水通と市電通をそれぞれ東西の境界とする考えで問題ないということでお話をいただいております。

また、狸小路は、日中はごみがほとんどない一方で、夜に捨てられているせいか、朝になるとたくさんごみがあるという印象を語っていた団体がございました。

二つ目の喫煙所整備ですが、まず、町内会の意見は、区域拡大と併せて喫煙所の整備も必要、そして、非喫煙者が気にならないような構造、仕様が必要であるという意見でした。

近隣関係団体からも、喫煙所の整備も併せて必要であるという意見をいただきまして、そのほか、民間事業者への協力の要請や様々な働きかけもしてほしいというご意見がありま

した。

また、オフィスビルなどの協力の呼びかけも可能ですが、セキュリティーの関係で公共向けにするのはやや難しい一面もあるのではないかとご指摘もいただきました。

三つ目の周知啓発・取り締まりは、飲食店やホテルへの周知、協力の提案を町内会からいただいております。

また、すすきの地区については、夜間巡回での過料規制などを行うと観光地や歓楽街としての雰囲気を損ねてしまう、バランスの取れた指導を検討してほしいというご意見をいただいております。

また、現在において、喫煙される方もある程度気にしながらたばこを吸っている状況があると思うので、取締りよりもマナー周知や啓発に重点を置いていくべきではないかという意見もいただきました。

この周知啓発・取り締まりに関する近隣関係団体からのご意見ですが、新ルールスタート時のイベントやキャンペーンなど、何かあれば協力できるので相談してほしい、そして、啓発資材についても効果や見栄え、デザインを含めて検討をしたほうがよい、すすきの観光協会からは、すすきの地区については、取締りではなく、まずは周知啓発などを通じて、ルールを守ってもらえる形を整えていければと考えているというふうにおっしゃっていました。こちらのほうもご報告をさせていただきます。

次のページに進ませていただきます。

3番目の喫煙制限区域の拡大案ということで、今ご説明しました町内会、関係団体の意見を踏まえながら、第2回の事務局の案をベースに修正を行ったものをお示しさせていただきます。

具体的には、右の図でご確認をいただきたいのですが、区域設定の考え方については、おおむね第2回検討会でご説明をさせていただいた内容を踏襲しておりまして、①番として、路上喫煙者やポイ捨てが多く見られるエリアの2か所を含んでいる。

そして、②番として、観光客や家族連れが多く見られるエリア、すすきの地区や狸小路商店街を区域に含める。

③番として、公園利用者への分かりやすさということで、途中で区切ることなく、大通公園、創成川公園の全域を区域にしている。

④番として、中島公園の将来的なMICE建設に伴い、すすきの地区の人流が変わっていくことが想定されますので、こちらも踏まえて、すすきの地区は中島公園の手前までのいわゆるすすきのと言われる部分をほぼ全域含むような形にしている。

そして、⑤番として、分かりやすさを重視しつつ、先ほどご説明した住宅街が中心のエリアは除外ということで考えております。

最後、⑥番として、区域境界は車道の両側の歩道を含めます。これは何を申しているかと言いますと、区域境界の片側歩道までを区域としたら、場合によって、今まで路上喫煙をしていた方が対岸の歩道で喫煙する懸念があるということで、外側という言い方が適切かどうか分からないですが、両側の歩道を含める区域とすることで、そういった懸念が起きないようにすることを考えております。

左下を書いてあるのは住宅街が中心のエリアを除外するというので、具体的なエリアのご説明になります。

右図でABCという青色で囲っているエリアがあるかと思うのですが、この3か所については、実際に雪解け後に改めて回ってみたところ、住宅街が中心のエリアということで、町内会からもご意見も踏まえ、外してはどうかと事務局では考えているところです。

Aは、こちらも資料の修正が必要な部分ですが、北7条西6・7丁目となります。

Bは、南5条から南9条西7丁目、市電通よりも西側のエリアとなります。

Cは、南7条から南9条西1丁目、Cと書いてある図の右下のところに斜めの豊水通とありますが、こちらの豊水通よりも東エリアの3か所を外してはどうかという意見を町内会からいただきまして、実際、雪解け後の確認で、私どもも住宅街であることを確認している次第です。

実際、住宅街であるため、ビジネスマンや観光客の滞在や通過が少ないと思われること、住

宅街であるため過料徴収が本質的になじまないだけでなく、喫煙に対する住民間での不要な対立を生む可能性もあるのではないかと考えまして、今回、修正案の中で外す提案となっております。

以上が区域の修正案のご説明となります。

次のページに進ませていただきます。

4番目の現状の公衆喫煙所と設置候補地ということで、現在の公衆喫煙所と、市有地を含め整備をしていく候補地を改めてご説明させていただきます。

まず一つ目が現状の公衆喫煙所ということで、右側の資料の中でいくと、大通公園の2か所に黄色い星印があるかと思うのですが、こちらが①番の大通公園西3丁目で、②番の大通公園西5丁目は公園部局による実証実験という位置づけでの喫煙所となっております。

そして、前は具体的にはお示しをしていなかったのですが、今回、民間の運営管理会社の承諾を得まして、③番の南6条西4丁目のすすきの0番地にあるThe SMOKE BASEという民間の公衆喫煙所も、今、札幌市の都心部にある喫煙所として加えさせていただいております。

現状の3か所を踏まえつつ、新たな公衆喫煙所の候補地は、あくまで現時点で調整が進んでいてお示しできるものとして記載しているものとして、ざっくり言うと、テレビ塔と大通公園の西6丁目から西7丁目の2か所になります。

配置のイメージとして、まず、苦情等の多いエリアにおおむね近接をしていることですが、市有地は限りがございますので、必ずしも苦情やポイ捨ての多いところに対一で設置できるものではないのですが、おおむねそのエリアに近接していて対応できるような位置づけということで検討しております。

また、区域内全体で見ると、大通公園西側に飛び出ている部分がございますが、今回の青色の枠の区域図はおおむね長方形となっておりますので、そこを見たときに、東西南北への将来的な配置を念頭に検討しているところです。

そして、喫煙所のイメージとしましては、これまでお話がありましており、室内密閉型で、空気清浄機の設置などにより非喫煙者に煙や臭いが配慮されるような構造を考えております。

具体的には、先ほど簡単に触れさせていただきましたが、一つ目は、大通公園の西1丁目のテレビ塔に候補地ということで、ピンク色で囲っております。テレビ塔のエリアは、観光客が多いエリアであること、拡大区域であり、かつ苦情等も多い創成川公園エリアへの対応、そして、大通かいわいのビジネスマンや、この辺りに来る市民の方の利用も想定して設置を検討しております。

また、大通公園の西6丁目から西7丁目エリアは、大通公園も西側に全域拡大をしますもので、拡大部分の路上喫煙の対策として設置を検討しているものです。さらに、拡大区域である北大植物園等のエリアも苦情等の多いエリアとなっておりますので、ここへの対応、そして、周辺に仕事で来られているビジネスマンの利用も想定している次第です。

ただ、注意書きにありますように、大通公園の西8丁目から西9丁目には子どもの遊具がありまして、子どもが結構来るエリアとなっておりますので、喫煙所設置はエリア特性にはそぐわないのではないかとということで、一旦、西6丁目から西7丁目で協議調整を進めているところでございます。

先ほど長方形の区域の東西南北と申し上げましたが、北側については、現在調整中であり、この図の中で具体的なところをお示しできるほどの段階にございませんので、今回は将来的に東西南北で検討していくというご説明にとどめまして、具体的な記載は控えさせていただいている次第です。

こういった形で市有地に喫煙所の整備を行いますが、それだけでは数の問題が出てきますので、路上喫煙やポイ捨ての総合的な対策としまして、民間事業者や地域の連携や協力を要請していきたいと考えている次第です。

では、具体的に、次のページで、民間事業者や地域の連携協力の内容をご説明させていただきますと思います。

こちらは、民間事業者との連携方法のイメージ案ということで作成したことになります。

まず、左側の1番目の市有地における公衆喫煙所の設置、そして、維持管理についてのイメージになります。

一つ目の設置は、たばこ会社（メーカー）による寄附を想定しておりまして、今、お話をいただく中で協議調整を進めている段階でございます。

二つ目の運営方法（維持管理）ですが、先ほど申し上げましたTHE SMOKE BASEという民間の喫煙所で導入されている運営手法と候補地の市有地で適用できるルールが異なる場合がございますので、適用できる範囲で運営手法を導入することで、維持管理費用を捻出していきたいと考えているところです。

具体的には、維持管理している事業者の承諾をいただきまして、今回、ここに参考として記載しております。

THE SMOKE BASEは、設置場所が先ほど申し上げたすすきの0番地で、設置日が令和7年10月、運営者は株式会社トリプルワンという札幌市内の広告代理店です。

運営手法ですが、以下を維持管理費用に充当して運営ということで、一つ目が喫煙所内に設置したサイネージでの広告放映に関する広告放映費、二つ目が自動販売機等による販売で、この二つの収入を基に維持管理費用に充当しているそうです。これによって、喫煙所の運営の収支、採算を取った上で、現状、運営をしているというふうにお話を伺っております。

利用者数、設備などは、5番目、6番目として記載のとおりです。

この6番目の設備などにある無水ローラー式灰皿というのは、水を使っていないようで、かつ、臭いなども配慮されておりました。実際に私も中に入らせてもらったのですが、ほとんど臭いがしないようなものになっていまして、そういった工夫もされておりました。

右側に進みまして、2番目の民間事業者の既設喫煙所の活用のご説明をさせていただきます。

この枠の中の下側の青色に二重丸で書いているのですが、市有地での喫煙所整備だけですと数に制限がありますので、そのほかに喫煙利用可能な民間施設を情報発信させていただくことで、全体として一定数の喫煙場所を確保していきたいということで、ここに書いている二つの制度を考えている次第です。

一つ目が協力店制度です。小売店やテナントビル、ホテルなど、既に喫煙所を設置している事業者を喫煙場所の協力店として、公衆喫煙所と同じレベル感でいくのは難しいのかもしれませんが、併せて周知させていただくことで、喫煙者の方の利便性といえますか、マナーを守っていただけるような環境を整備していくという考え方です。

これは、二つ目、三つ目にありますが、企業には、まちづくりや環境美化への貢献によるイメージの向上、あるいは、喫煙所利用ということで集客効果が上がったり、それに伴って売上げの貢献もできるのではないかとということで、この制度の協力を求めていけたらと考えております。実際に、喫煙場所の協力店の制度をつくっている自治体もあると伺っておりますので、札幌市内でもこういった展開ができないかと今考えている次第です。

二つ目は、店舗利用者向け喫煙所の情報提供ということで、現在、喫煙可能な飲食店や店舗、テナントの利用者向けの喫煙所があるところを参考情報として発信していける制度ということで、こちらも情報提供という意味合いで、利用可能な喫煙所の情報を整備していけたらと考えている次第です。

3番目は、民間事業者からのアイデア・協力の募集ということで、今、1番目と2番目で、民間事業者の協力、今やっているスキームを行政で取り入れた喫煙所の運営等を案としてご説明させていただいたのですが、それ以外に、民間事業者でやっている事業やアイデアがあるかもしれませんので、そういったものを提案していただいて、札幌市の整備に反映させていけたらと考えている次第です。

具体的には、今、SAPPORO CO-CREATION GATEという札幌市の制度がありまして、青枠のところに書いているのですが、札幌市の地域・行政課題に対して、民間事業者から課題の解決につながる官民連携の提案を募集しております。こちらの中で、札幌市の都心部における路上喫煙やポイ捨て対策、例えば、デザイン性や維持管理の手法など、その他いろいろな付加機能を持たせるような喫煙所のアイデアを募集している次第です。

これは、右側のQRコードで募集のサイトに飛べますので、一応、ご紹介をさせていただきます。

では、1枚おめくりいただきまして、最後のページになります。

6ページの今後の札幌市都心部の環境美化の在り方ということで、今日もちろんご意見を賜りたいのですが、第1回、第2回で賜ったご意見を踏まえて、こういったストーリーを描けたらということで資料を作成しております。

左上から行きますと、まず、規制・環境整備ということで三つございまして、一つ目が喫煙制限区域の拡大でございます。

二つ目が加熱式たばこの規制追加で、条例施行は20年前ですけれども、それ以降に普及した加熱式たばこに対する苦情も増えておりますので、そこへの対応も行います。

そして、三つ目が公衆喫煙所の整備で、規制だけではなく、インフラとしての公衆喫煙所も整備していくことで、ルールやマナーを守る場所を整備していきたいと考えております。

あわせて、先ほどご説明した民間事業者の喫煙所やその他のご協力を合わせて整備を整えていくというベースになります。

そして、それを踏まえての周知啓発です。

一つ目が巡回指導で、マナー啓発に重点というのは、過料を取らないという意味ではなく、まず、がんがん指導して過料を取るということではなく、あくまで、第1回、第2回の検討会でもご意見を賜りましたが、マナー啓発をしていくことでしっかりその意義を理解してもらった上で自発的に行動してもらえるような在り方を進めていきたいと考えております。そして、指導実績に基づく計画の立案ということで、巡回指導も単に回るのではなく、単純に区域が広がっていきますので、実績に基づいた効率的な巡回体制を構築していくことになります。

そして、二つ目の周知の対象の選択と集中は、一例としてビジネスマンや観光客などの中の喫煙者の方を挙げていますが、例えば、実態に応じて、こういったカテゴリーの方が違反をすることが多いかが分かれば、その対象に対して周知啓発を行っていくような新しいアプローチを柔軟に考えていきたいということで記載をしております。

これらを踏まえまして、宿泊税の活用、民間事業者との連携などを通じて、私たち札幌市、行政だけではなく、地域や周辺の企業・団体の力を借りながら、まちが一体となった取組として環境美化を進めていきたいということで、右上の目指すべき姿ですが、規制や周知啓発の見直し、喫煙所を含む環境整備によって、市民、観光客の喫煙マナー向上を通じた観光都市札幌にふさわしい環境美化を実現していきたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○古元座長 第1回、第2回の検討会のご議論を踏まえた大変すばらしい案をありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、意見や質問を各委員からお伺いしたいと思います。

大きく分けまして、一つ目が町内会や関係団体等の意見を踏まえた喫煙制限区域拡大の修正案について、二つ目が公衆喫煙所の整備について、三つ目が新ルール案のまとめについてということで、それぞれのテーマにつきまして、皆様から順にご意見をいただきたいと思います。

まず、一つ目の町内会や関係団体等の意見を踏まえた喫煙制限区域拡大の修正案についてお願いいたします。

この資料で言いますと、この拡大案の地図についてご意見をいただきたいと思います。

どなたか、我こそはという方、口火を切っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○國枝委員 何条何丁目から何条何丁目までという分かりやすさとしては前回のほうがよかったかなと思うのですが、確かに、今おっしゃられたとおり、その区域の中には住宅街があり、住民があまり希望していないエリアを含めるのは、本来の喫煙対策の趣旨からしても必ずしも妥当ではないと思います。区画が分かりづらくはなりましたが、これでもいいのではないかと考えているところです。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○戸澤委員 私は、この修正案でいいと思います。

電車通ではやはり待っている間にたばこを吸う方もいらっしゃるということですし、また、人通りの多いところでのたばこが気になりますから、町内会の方々のご意見を踏まえた案でよろしいかと思います。

○古元座長 國枝委員、戸澤委員からは賛成というご意見いただきました。

皆さん、ほかにいかがでしょうか。

○戸澤委員 ただ、すすきの観光協会のお話のバランスの取れた取締りがよく分からないのです。広げる必要が本当にあったのかという形が見えてきてしまうので、繁華街でどのように対処していくのか、また、分かりやすくといっても、今、自分が何条何丁目にいるというのは意外と分かりにくいところがありまして、歩いていて信号を見てやっと分かることがあるので、本当に人通りの多いところ、必要と思われるところに集中されたいかなとは思っています。

ただ、すすきのの地域に関しては、考え方が違うというか、今までの範囲でも大通公園や創成川を含むというところは私も賛成ですけれども、どの程度広げるかに関しては、どこまでしたいのかなどは正直思っております。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） まず、今、どこにいるのかが分からないという話がありました。確かに、この地図を至るところに貼るわけにもいきませんので、ここが喫煙制限区域なのかどうかを示すために、現状でもやっているのですけれども、路面にステッカーを貼って、ここが喫煙制限区域ですよということが分かるようにしております。今回、青い点線の区域に拡大をしたときには、ステッカーを貼る場所も広げて、今そこが喫煙制限区域かどうか分かりやすくなるようにしたいとは思っています。

あとは、すすきのの考え方ですけれども、確かに、おっしゃるとおり、地区によって対策の仕方を変えるのはいいことだとは思っていませんので、基本的には、過料を取らないという意味ではなく、先ほども説明しましたとおり、違反をする人に対してはきちんと過料を取りたいと思っています。ただ、現状でも、歩きたばこをしている人は一発アウトで過料を取るのですけれども、立ち止まったりベンチに座ってたばこを吸っている方に関しては、まず声をかけて、ここは区域になっているので、吸えませんよと注意をする形を取っています。それでも、なお、従わないような悪質な場合に関しては、過料をいただくというふうに段階を踏んで対応していまして、すすきのについても同じような形で対応していくことを考えています。

ただ、夜の時間帯に人通りが多くなる地域ですので、時間帯をどう考えていくかは、我々職員のマンパワーもありますので、まだそこは詰め切れていないところではありますけれども、過料を取る、取らないに関しては、線を引いて分けるつもりは今のところ考えてはいないです。

○戸澤委員 歩道にこの場所は禁煙区域ですよというステッカーを貼って周知するということですけれども、札幌駅に向かうところでも結構目立つところにぺたぺた貼ってあって、何か格好悪いのですけれども、そんなにたばこを吸う人がいるのかしらと思うぐらい貼ってありますよね。

歩道だから貼ってあるのだろーと思いますけれども、札幌は雪が降りますので、全部にぺたぺた貼るのかなと思うと、あまりにも何か格好悪過ぎて、寂しいというか、情けなくなってしまうようなところがあります。やはり、人通りが多いところで駄目ですよというのは分かるのですけれども、周知するにしても、景観も考えてしていただけたらなと思います。

また、夜間ですよ。すすきのに関しましては、結局、喫煙所が1か所だけということですし、ココノススキノ辺り、すすきの駅がたばこを吸う方が一番多いけれども、そこは取り締まることもなかなか難しいということで、前回、すすきの観光協会の方からもお話を聞いた気がするのですけれども、夜間だけ罰金を取りませんということもできるのかどうか、すすきので罰金を取りますよといっても、結局、その時間帯に取締りの人が行かなければ取らなくて済むので、そこら辺で調整するのかなと思ってしまったりして、どこで吸ったらいいのかがよく分からないなと思います。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 追加でご説明しますが、まず、公衆喫煙所としては、現状、民間事業者が設置したTHE SMOKE BASEしかないのはそのとおりですけれども、そもそもたばこの吸える飲食店が多くありますので、そういったところも全部活用して、路上では吸わないようにしてくださいという啓発をしていきたいと考えています。全

部、公衆喫煙所で吸ってくださいという意味合いではありません。吸える場所が既にいろいろありますので、民間事業者の方の協力を得ながら、そういったところを活用することを最大限やっていきたいと考えています。

すすきでの取締りに関しては、先日、ちょうどピアガーデンでたばこを吸っていたのを注意されて警察ともめるという事件があったのですけれども、やはり酔っている方に対して過料を取る行為をすると、結構難しい部分があると思います。だからといって、やらないと完全に言えないので、まだ正式にこういうふうにやりますというものがまとまっているわけではないのですけれども、そういった難しさがあるのはご理解いただきたいと思っています。

ほかの政令指定都市で喫煙制限区域を設けているところでも、繁華街の対応はやはり苦労されているようですので、そういった現状も踏まえながら、どこまでできるかは少しずつ探りながらになるかもしれませんし、基本取らないと言うつもりはないですが、かといって、どんどん取っていくことも難しい状況ではあると思っています。

○戸澤委員 神戸などに関しては、人通りの多い駅前の地域など、やはり道路で分かるような形で、この通り、この場所と決めていると思います。札幌市の場合は、エリア全部で囲ってしまっているのので、大変広がっているのかなと思っています。

ただ、どこがどこと区別するのが難しいので、こういうふうにされていると思うので、そこは理解しているつもりではあります。

また、ポイ捨てにしても、歩きたばこにしても、札幌市全域で禁止ではないのでしょうか。
○事務局（藤本事業廃棄物課長） 全域で禁止なのはポイ捨てだけです。歩きたばこは、この喫煙制限区域だけです。

○古元座長 貴重な意見をありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○錦戸委員 2枚目にありますが、関係町内会へご意見を聞いたというのは非常にいいことだと思います。やはり、町内会あつての札幌市だと私は思っておりますので、そこで協議をしていただいて、住宅街が中心であるために、こちら辺は除外するということは賛成でございますし、非常にいい結論だなと思いました。

○古元座長 土田委員はいかがでしょう。

○土田委員 エリア拡大について、具体的に町内会のご意見を聞いて、より現実的に実態に即した形に修正するのは何も問題はないと思いました。

○古元座長 本日も提案いただいた案で賛成ということですね。

○土田委員 後ほどの話かもしれないけれども、それよりも設置の箇所がどのぐらい増えるのかといった本質的な話は……。

○古元座長 喫煙場所については、次のテーマでお話をさせていただこうと思います。

椎野委員はいかがでしょう。

○椎野委員 地区設定の考え方について修正案に賛成します。

これは、A B Cのところを地域の方からご意見を聴取して変更したという認識で間違いないですよ。よろしいかと思います。

あとは、細かい話ですけれども、この1ページ前のところで、北7条西5丁目から6丁目を西6丁目から7丁目に訂正されたと思うのですが、この3のページのA区域は5丁目から6丁目のところが6丁目から7丁目に修正ということでよろしいですね。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） そのとおりです。両方修正になります。

○椎野委員 それから、ビジネスマンという用語が3ページと4ページと7ページに使われているのですけれども、オフィスワーカー等のほうがいいと思います。性別が入っているような表記ですから、そこは改めていただいたほうがいいかと思います。

○古元座長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

事務局、今後、検討いただければと思います。

大掠委員、いかがでございますか。

○大掠委員 町内会の方のご意見を聞いた上でのこのエリアですから、私もこのとおりで問題ございません。

○古元座長 賛成ということですね。

○大掠委員 はい。

○古元座長 金澤委員はいかがでしょうか。

○金澤委員 特にないですけれども、このエリアが果たして有意義なものになるかどうか、実効性があるのかどうか疑わしいなと思っているので、どのエリアでも、札幌市中でもいいのではないかと私は思っております。

これは、このエリアの中でも私有地は規制できないのですよね。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 民間の土地という意味ですと、そうです。公共の場所ですので、公園や道路、歩道が規制の対象になりますので、例えば、民間のビルの敷地の前面に広い空間があった場合は対象外になります。

○金澤委員 そうすると、コインパーキングや広場的になっているところ、隙間に入っていくことをかえって助長するのではないかなと思うのです。立ち止まってと同じ原理で言うと、道路では駄目けれども、中に入っていくってしまって、より苦情が増すのではないかなという懸念もあります。これがうまく機能すればいいなとは思いますが、すすきのに配慮して、では、誰を取り締まろうとしているのか。そして、すすきのには喫煙ができる飲食店がいっぱいありますと言われている中で、現時点で苦情が多いすすきの地区が機能するのも不安です。みんなにとって住みよいまちになるためにどういう施策を打っていくかは、このエリアのみならず、一つ考えていただきたい点だなと思います。

○古元座長 エリアやその実効性については、先ほど戸澤委員からもお話があった内容にもつながることだと思いますし、本日のご意見を事務局側としてもしっかり踏まえてご検討いただければと思います。

それでは、区域の拡大案につきましてはいかがでしょうか。このエリアについて、もう少し何かおっしゃりたい委員がいらっしゃいましたらご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○古元座長 それでは、町内会や関係団体等の意見を踏まえた喫煙制限区域の拡大案についての議論はここまでとさせていただきますと思います。

続きまして、二つ目の議題の公衆喫煙所の整備について、皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。

本日の資料で、現状の公衆喫煙所と設置候補地のご説明もございました。

それでは、先ほどのやり取りの中で触れられました土田委員から喫煙所について少し口火を切っていただけますと幸いです。

○土田委員 本質的な議論で、エリアを広げることだけを議論しても意味がないと思っています。今お話があった公衆喫煙所をどの程度用意した上で拡大するのかという議論がセットでないと、先ほど金澤委員がおっしゃったような不満やクレーム、ポイ捨てが面的にはみ出たり、本質的な改善が伴わずに規制を広げることになりかねないと思うのです。まず、どのぐらいの設置をする目標感、あとは、設置はままならないけれども、条例の改定だけは進むので、先に規制区域だけが広がると、多分、事実上、問題を先送りしたことになるので、それが最も本質的な議論だなと思っています。

今おっしゃるような部分的にどうだということよりも、それがもう全てなのかなということで、今日は最後ですが、時期の話は全然なかったので、そこに非常に疑念があることだけ言わせていただきたいと思ひます。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） まず、どの程度の喫煙所を設けるかについては、我々は具体的にどれだけ用意すれば路上喫煙がなくなるかという知見を持ち合わせておりませんが、今考え得るものとしては、4ページの図の中で虫眼鏡やびっくりマークがついている我々が実際に調査をして路上喫煙者や苦情の多かったところを対応するイメージで整備をしていきたいと考えています。

あとは、先ほどお話ししましたけれども、エリアを拡大した東西南北での配置を行います。

現状では、候補地としてお示ししている2か所を追加する、あとは、北側で今調整を進めている中で設置できれば3か所を追加する形になりますので、公衆喫煙所については、多くてもその3か所になるかと考えております。

それで十分かどうかといいますと、我々は、喫煙所をたくさん整備することによって、あそこでもここでもたばこが吸えるというまちにしたいわけではなくて、やはりある程度ルールやマナーを守ってもらうための啓発で対応を変えていただいことも必要だと思っております。喫煙者の方たちだけではなくて、非喫煙者の方たちも含め、皆さんが住みよいまちになるようにするため、ある程度の喫煙所は当然必要だとは思っていますけれども、全ての喫煙者がのめるだけのスペースを確保することは、やはりお金のかかる話にもなりますので、それを全て対応していくのは難しいと考えています。

まず、その3か所を整備しながら啓発も併せてやっていき、指導巡回をしていって、どう変わっていくかを見ていきたいと考えています。

時期については最後にお話をしようと思っていたのですが、この喫煙所の整備や区域の拡大に関しては、来年、令和9年夏頃のスタートに向けて進めていきたいと考えています。規制が先となると、先ほどおっしゃったように実効性を確保できないものになりますので、同時にスタートできるように準備を進めているところです。この後の進捗によって変更になる可能性はゼロではありませんけれども、同時に動いていけるように準備を進めている状態です。

○古元座長 実効性を高めるためにも喫煙所は重要だというご指摘をありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○大掠委員 私は科学的な知見がないので何とも言えないのですが、とある雑誌にも書かれていたのですが、大阪が2025年1月から市内全面禁煙になって、238か所の公共喫煙所を設置したという記事を見かけました。それから比較すると、確実に少ないのだろうなという印象を抱いています。

特に北側の札幌駅周辺は、恐らく、観光で来られる方は、ほぼ間違いなく飛行機、JRで札幌駅に入られるとなったときに、多分、たばこを吸う方も吸わないまま来て、札幌駅で降り立ったけれども、やはり吸うところがないというような状況になるのではないかと思います。

インバウンドの方、特にアジアの方は喫煙率が高いのですが、やはり観光都市というからには、そういった方々にも来ていただくことを考えたときに、吸えるような場所を札幌駅につくことは重要ではないかと思いました。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○國枝委員 数に関しては検討の余地があると思いますが、場所に関しては、札幌市の土地の問題ですから、大通公園に設置しやすいのだろうなと思うのです。あとは、たばこを吸いたい人が集まってくる場所に設置するということだと思えるのですが、今、テレビ塔も候補地としてありますが、観光地ですから、それこそ時計台もそうですが、観光地の目の前につくるのがどうかということも検討の余地はあるのではないかと思います。

あとは、今は2丁間隔である感じになっていますので、西6丁目よりは西7丁目のほうがいいのかなというのはあります。

エリアとしては、やはり北側には全然ないので、札幌駅方面につくらないといけないのではないかと思います。

○古元座長 金澤委員はいかがでしょうか。

○金澤委員 私は、昨日、大阪から帰ってきたのですが、大掠委員がおっしゃった238か所はこういうことかと、今、腑に落ちたのです。民間の施設に喫煙所がある際に、大阪市が認可したというシールが貼ってあるのです。これ、何だろうなと思ったのですが、恐らく、行政として認めた喫煙所ですよということで数を増やしているのだろうなという理解をしたわけですね。

そうなってくると、次の議題にもなるかと思うのですが、我々のまちも官民連携してやらないといけないのですが、例えば、大通公園の西6丁目、西7丁目です。どういった方がたばこを吸われているかという、私の会社は近所ですから、会社員の方がお昼休みに気持ちよさそうに吸っていらっしゃるのを見ているので、きっとオフィスビルに喫煙所がないのだろうと推察しております。別に、道端で吸いたいわけではないところを鑑みると、オフィスビルにも喫煙できるブースを用意するといったのかなと考えております。要は、我々は喫煙ではなくて分煙を推奨しているのです。分煙できる施設を用意することは、我々札幌市側としても、どんだんたばこを吸ってくださいというわけではなくて、まちをきれいに使いたいという意

向の表れですから、おかしいことではないと思うのです。

オフィスの貴重な容積を使ってつくっていただくのであれば、そこは緩和していただけると、札幌市のお金もかからないですよ。または、設置するとき、ある程度は補助金で見ますから一緒にやりませんかとお声がけいただければ、どのビルでも検討してみようかなという反応になってくると思うのです。官民連携で、公共ではこれだけしかつくれないけれども、こういう協力ができるよという提案をいただければ、我々民間もぜひにという話になるのではないかと思います。

○國枝委員 大阪の話が出ましたが、大阪が全市で禁煙にしたのは万博がきっかけだと思うのです。これは、やはり数をたくさん設けるにはお金がかかる話ですから、万博という大きなことをやろうと思うと、市や府からお金がたくさん下りるので、それを利用してということだと思うのです。

札幌はそこまでたくさんつくるお金がないので、民間の助けも必要だと思うのですけれども、例えば、札幌も冬季オリンピックを誘致するとなったら、そのときにはお金が出るのだろうと思うのです。何せ、それはお金の問題だと思うのですが、圧倒的に少ないのは間違いないと思うので、これは札幌市に何とかしてもらえないのではないかと思います。よろしくお願いします。

○古元座長 それでは、錦戸委員、お願いいたします。

○錦戸委員 先ほど話がありましたＪＲ駅前には私も非常に賛成です。なぜなら、新千歳空港には、飛行機の中で我慢していた方が吸える場所がいっぱいあるのです。そのことを考えれば、エアポートを降りてすぐということであれば、ＪＲ札幌駅前は非常に賛成なのですけれども、札幌市としてここに候補があったのかどうかを聞きたいです。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） ＪＲ札幌駅に設置したほうがいいというご意見をたくさんいただきました。我々も同じ思いではいますが、どこに設置できるかはまだ調整中ですので、はっきりとはお伝えできないのですけれども、できるならそこに設置したいという思いはあります。今、お話があったように、観光客の方が札幌について、それで、やはり長い間ＪＲに乗っていた状況ですから、吸える場所が必要だと思うのです。たしかＪＲ札幌駅の喫煙所は改札の中にしかなかったと思いますので、出た後にも吸えるような環境があるといいかなと思っていますが、どういうふうに進めていけるかはこの後の調整次第になります。

○古元座長 続けて、戸澤委員、お願いします。

○戸澤委員 喫煙所を２か所設置する見込みがあるということで、圧倒的に喫煙所が足りないのは確かですけれども、寄附や広告だけで賄うのであれば、ほかに場所を増やすのは難しいかなと思います。

大阪市にしても、横浜市にしても、市助成金など、何かしらあるのではないかと思います。札幌市は全くお金を出す気がないのでしょうか。例えば、たばこ税は一般会計に入ってしまうのですけれども、喫煙所のためであれば、たばこ税でつくりましたと書いてもらえれば、一般会計から出たとしても認めて納得していただけるのかなとも思います。

また、民間にお願いするにしても、やはり喫煙所を新たに広くつくるとなると、清掃などにもお金がかかりますので、もし無水灰皿にするのであれば助成金を出しますよなど、何かなければ、民間にしても、そうそう、いいですよ、一般の人はどんどん来てくださいということにはならないと思います。

結局、たばこを吸うことに関して規制をしますからマナーを守ってくださいでは、マナーの向上にはつながらないかと思っています。例えば、大通公園を広くするのであれば、１丁目の辺り、狸小路と創成川のぶつかるころなどでも喫煙所を増やしたほうがいいと思いますし、人通りの多い、必要としている方々がいらっしゃるころも喫煙所は必要だと思います。

つくづく思うのは、何でポイ捨てをするのかということです。たばこを吸うと分かっているのであれば、何で携帯用の灰皿を持ち歩かないのかと不思議に思っていますので、啓発品として携帯の灰皿をお配りするのもいいかなと思っています。結局、ポイ捨てが一番問題ですから、エリアの外で吸っている方で灰皿を持っていないければ、一体どこに捨てるのかとなりますので、啓発品として携帯用の灰皿で札幌市の笑ったマークとまちをきれいしてくれてありがたいというようなロゴを入れて啓発品を配ったらどうかと考えております。

○古元座長 具体的なご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 何名かの委員からありました補助金の話ですが、次の5ページ目に書いたとおり、喫煙所の整備に関しては、現在、たばこメーカーから寄附をいただけるお話をいただいているところです。あとは、実際に設置した後の維持管理費、光熱水費や清掃費に関しては、広告収入や、中に設置した自販機の収入で賄っていくというモデルがありますので、まず、それで運営をさせていただきたいと考えています。

今回の資料でお示ししている喫煙所を整備することによって、全ての問題が解決するかどうかは、実際にやってみないと分かりません。ただ、最初からフルスペックの取組をするのはなかなか難しいと思いますので、対策をやってみた結果、苦情や路上喫煙者が多いところは解消したけれども、違うところで発生する可能性もありますので、まず、来年の夏のスタートの段階では、ある程度の環境を整備した上で規制を強化して啓発を進めていく、その中でどういうふうに変っていくかを見ながら、2の矢、3の矢という形で次の手を考え、補助金制度についても対策の候補の一つとして検討していくことが必要になってくるかと思いますので、その段階での議論がいいのではないかと考えています。

最初からその制度を設けるとするのは、現状で寄附や収益化の仕組みがある中で、そこまでやる必要が本当にあるかどうか難しいところがありますし、話も出ましたが、そもそも財源としてなかなか厳しい状態の中で、たばこ対策にどこまで投資できるか、我々環境局の同じ取組でいけば、熊対策や全ての方に影響する除雪の問題もありますので、そこを優先度を比べたときに、どこまでお金を投資できるかという、なかなか難しい状況もありますので、ご理解いただければと思います。

○戸澤委員 来年の夏まででしたら、この2か所の喫煙所だけをつくることでオーケーと私たちが言ったことになってしまうと思いますので、これは賛成できかねます。

2か所だけなら寄附でできるかもしれないですけども、ほかのところに関してはどのようにして喫煙所を増やしたり分煙をしていくかの対策が全くできていない中で、この規制や各エリアを拡大して罰金を取ることは時期尚早ではないかと思っています。もう少し具体的に、札幌市として、こういうことをするから、こういうものがあるので、民間の協力をいただきたい、あるいは、横浜や大阪などがエリアとしてやっているのであれば、小さいけれども、ここを大阪市と見たときにどの程度の対策が必要であるかはコンパクトの中でも考えていただきたいと思っています。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 公衆喫煙所を2か所というお話をしていますけれども、北側はまだお示しできる状況ではないので今は示していませんが、来年の夏のスタートに向けて調整を進めて間に合うようにしたいと考えていますので、準備が整った段階で、委員の皆さんだけではなくて全体的に周知をしていくことは考えています。

公衆喫煙所の整備に関しては、やはり場所の問題があるので、それよりもたくさん増やしていくのはなかなか難しい状況があります。そういったこともあって、5ページに書いてある民間事業者が既に設置している場所を最大限活用することを併せて進めていく、実際に、オフィスビルの中でも喫煙スペースも備えているところもそれなりにあると思いますので、あるところは外で吸わないでオフィスの中で吸っていただくよう声かけもしっかりとやっていくことで、路上喫煙をすることで周りに迷惑をかけたり、ポイ捨て等につながるような行為はしないようにしていただきたいということを理解して行動変容を促していくことを重視したいと我々は考えていますので、喫煙所を整備して、そこで吸ってくださいと押し込めるだけではなくて、併せて啓発していくことで対策を進めていければと思っています。

○戸澤委員 オフィスビルは24時間入れるのでしょうか。管理するの難しいですね。飲食する方は飲食店でいいかもしれないですけども、ほかの方はどうされるのでしょうか。

やはり、民間にお願いするのであれば、それだけのものを提示しなければならないと思うのです。民間は、はい、やってくださいねと言われて、それで、はい、分かりましたというわけにはいかないですね。ビルを使用している人やホテル、デパートでは、それ以上の方が入ってくるとなると、閉店時間もありませんし、それなりの規模も必要になってくるかと思います。やはり、今まで使っていた方々は人がいっぱい入れないことになってしまいますので、もう丸投げで民間に今の状態をお願いしますはふさわしくないのではないかなと思います。

コンビニにお願いするにしても、例えば灰皿のお掃除もありますので、何かしらの助成金、補助金が必要でしょうし、商売繁盛するから人が集まるからいいでしょうと民間にお願いするだけでは少し足りないのではないかと思います。

○古元座長 ご意見を踏まえて、制度設計のご検討をいただければと思います。

椎野委員、いかがでしょうか。

○椎野委員 先ほどのお話の中で、大通公園の北側エリアの喫煙所の設置については、今後検討されるというお話がありましたけれども、今、マップに載っている既にある場所と候補地を含めて見ると、5か所中3か所が公園内に設置されるように見えるのです。これは、お願いとしては、公共的な喫煙場所ではなくて、やはり暫定的というか、必要に応じてやむを得ず設置しているというスタンスとして捉えていただけるといいかなと希望します。

一昨年に都市緑地法という法律が改正をされまして、その中で、都市の公園や緑地の在り方というか、どういうことに重点項目を置くかという中に、利用者のウェルビーイングを向上するという目標の一つがございます。広い意味での健康や幸福度の向上であったり、公園を利用することによって利用者のウェルビーイングの向上に資する、それはひいては地域の価値の向上につながるという指針が示されています。ですから、公園は設置しやすいとは思いますが、そこは利用状況や必要性を十分見極めた上でやむを得ず公園の敷地内に喫煙所を設置するという考え方で進めていただけるといいかと思います。

あとは、西に拡大するから、路上喫煙対策として西6丁目、西7丁目に設置するというロジックだと思うのですが、捉え方によっては、ここに喫煙所をつくることによって、逆に、これまで喫煙していなかった人がそこを利用するニーズが増えるようなことがないのかなという少し懸念があります。

○古元座長 ご意見をありがとうございます。

ほかに喫煙所に関してございませんか。

○戸澤委員 ピンク色のところに新しく2か所の喫煙所ができた場合に、②の西5丁目の実証実験の喫煙所はなくなると考えてよろしいでしょうか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 実証実験自体は、もともと赤い点線が現状の喫煙制限区域で、その外で路上喫煙が多いということで、それがどう変わるかを見るための実験という位置づけで西5丁目に喫煙所を設置しています。

今回、区域が青色の点線に拡大することによって、喫煙制限区域の中に入りますので、実証実験という位置づけは終わりますが、それをそのまま使うか、撤去するかは、まだ答えを出していませんので、今後、そこはどうかを検討していくことになります。

少なくとも、区域が拡大すれば、実証実験をやる意味がなくなってきますので、それは終わることになります。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○錦戸委員 5番に書いてある（1）設置のたばこ会社（メーカー）による寄附を想定は、札幌市としてそれを期待して、この2か所の設置を決めたのでしょうか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） たばこメーカーの数という意味ですか。

○錦戸委員 寄附を想定ということは、予算があまりないので、たばこメーカーに寄附を依頼したいということですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） ありがたいことに、たばこメーカーの方からお話をいただいておりますので、我々としては、それを最大限活用させていただくという意味合いになります。もらいたいですという意味ではなくて、既にお話をいただいております。

○錦戸委員 すばらしいですね。

では、もう一台増設したいと言え、たばこメーカーがオーケーして、場所が許せばできるかもしれないということですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） そこは私からは何とも言えないですけれども、実際、場所の確保がなかなか難しいので、たくさん寄附をいただけるというお話をいただいても、それを全て置ける場所が確保できないことになり得ますので、今回は、今の2か所が話として整っていきそうということで一旦お示ししています。この後も、先ほどの北側や、ほかのところでも調整がつけば、来年の夏に向けて追加で整備できる可能性ありますけれども、現状で可能性が

高いのはこの2か所です。

○錦戸委員 分かりました。

私は、中央地区というJR札幌駅から大通にかけての時計台を中心とするエリアの町内会ですが、ヨドバシカメラの跡に企画している大きなビルとの話し合いなど、札幌市としてオフィスワーカーのために喫煙所を設けてくださいと依頼することはできますか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 公衆喫煙所をつくってくださいという話になると、やはりこれまでもお話が出ているように、民間事業者の方に負担をいただく形になるので、なかなか難しいとは考えています。

そういった意味で、公衆喫煙所という位置づけとは若干異なるのですけれども、5ページに仮称として協力店制度について書いてありますように、そのお店を利用される方のための施設を、ここのお店には喫煙スペースがありますと周知させてもらえませんかということをお伝えできればというところで、今いろいろ調整をしているところです。

それをすることによって、集客効果がある程度期待できるかと思しますので、そこを事業者の方にご理解いただけるのであれば協力をお願いしていきたいと思っておりますが、お金を渡すことは今は考えていません。

○錦戸委員 仮となっているのは、この協力店制度を推進していきたいということですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） これは、名称が仮という意味合いです。既存の喫煙所、この後、再開発で新しくできるお店やホテルなども含めて、喫煙できる場所として札幌市のホームページなどで周知をさせていただけないかという協力を随時求めていきたいと考えています。

○錦戸委員 分かりました。

3番目の民間事業者からのアイデア・協力の募集をしていращやるということで、先ほど私もホームページを拝見しましたがけれども、来年の夏ぐらいに実施となると、それまでに間に合うようにという募集ですか、それとも、ポイ捨てに関して今後ずっとやっていきたいということですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 今回、このSAPPORO CO-CREATION GATEで募集している中身としましては、たばこの路上喫煙やポイ捨てだけではなくて、いろいろなごみ全てを含めてになりまして、札幌のまちをきれいにしていく環境美化の取組と一緒にしていただける事業者を募集するという意味合いになっています。来年の夏のスタートに向けて集まってくればありがたいですけれども、それ以降もできる限り協力してもらえ事業者を募集して、一緒に取組をするパートナーを増やしていきたいと考えています。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○戸澤委員 場所的に市有地に公共の喫煙所をつくるのが難しいということであれば、やはり民間の方々に協力いただかなければ喫煙所を増やすことはできないということだと思うのです。

ただ、ビルなどを建築している最中に、そのビルを使用する方以外の観光客やほかのオフィスの方にも来ていただけるような大きい喫煙所をつくっていただくお願いをできるシステムを今のうちにつくらなければ、来年夏に禁煙エリアが拡大して、ここは路上喫煙禁止ですよとなったら、あまりにも手だてが遅いと思っております。

ですから、宿泊税を利用することもあり得ますけれども、観光客以外の方、結局、オフィスワーカーの方々も喫煙所を必要としているということであれば、やはり、たばこ税などのたばこに関するもので喫煙所をつくる協力をさせていただくことが必要ではないでしょうか。条例ができました、はい、禁止ですと言われてからでは遅いのではないかと思いますので、喫煙所ならこの広さなら幾ら、この無水灰皿だったら幾らの補助金を出せるというものをお示しいただくことを早急に考えていただけたらと思います。

○古元座長 大変貴重なご意見です。実効性のためには重要だということでございます。

他方、財源の話をお聞きしたところでイエス、ノーとおっしゃられることはお立場上難しいと思いますので、ぜひ今日の意見をご検討の材料にさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○古元座長 それでは、続きまして、三つ目のテーマに参りたいと思います。

資料で言いますと6ページの新ルール案のまとめについてということで、全体を通した流れや目標、目指すべき姿でございます。

これについて、それぞれご意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

石田係長、資料の6ページについてご意見をいただくということでよろしいですか。

○事務局(石田特定廃棄物係長) 6ページ全体の絵、目指すべき姿に向けて、現状の環境整備、周知啓発の在り方、そして、ここはまとめにもなっておりますので、願わくば、この第3回のみならず、第1回、第2回を通じてのクロージングみたいな部分も含めてのご意見を賜えればというところです。

○古元座長 各論を含めて、全体的にこれは言っておきたいといったことでも結構かと思いますので、どうぞ。

○國枝委員 たしか、喫煙対策の検討会は20年ぶりでしたよね。今回は財源の話もありまして、財源が足りないということで、喫煙所は3か所で決まりましたが、この次の20年間もこれでいくのかということです。必ずしも、この検討会を頻繁に開く必要はないと思うのですけれども、また次に喫煙所が設けられるようになれば、また次というふうに、その都度、検討していただいたほうがいいのかと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○戸澤委員 ポイ捨て、路上喫煙、歩きたばこがありますが、やはり歩きたばこに関しては火がついているので危ないのですけれども、ふだんたばこ吸っていない人にとっては、加熱式たばここと電子たばこの区別が分かりづらいので、この加熱式たばこことニコチンを含まない電子たばこにつきましても、路上での喫煙というか、歩きたばこ等は控えていただくよう啓発をお願いしたいと思います。

路上喫煙ですけれども、このエリア以外のところだったらいいかというと、やはり、マナーとしては、例えば、子どもが近くにいたら吸わない、ビルの出入口、お店の自動ドアが開くところから5メートルぐらい離れるなど、具体的なお話をしなければいけない時代かなと思います。今までは、何となく当たり前でしょうと思っていたことがはっきり言わないと分かってもらえない、また、気がつかないということもあります。未成年の前では吸わない、出入口の近くでは吸わない、喫煙する場合は配慮する、そして、たばこのポイ捨てをしない、たばこだけではなくて、飲み物のカップにしても何にしてもポイ捨てはしないというところをコマーシャル的な形でしていただけたらいいかなと思います。

ごみ箱があったら、そこがごみであふれてしまって、また掃除も大変ということになってしまふので、ごみ箱をただ増やせばいいということではなくて、お店とお店の連携があれば、例えば、このお店で買ったカップをこっちのお店で捨ててもいい、そのコンビニのものではなくても捨てられる、たばこを吸えるスペースをつくってもらうなど、お願いというよりも、協力しながらまちをきれいにすることを目指して、美しい札幌のまちを維持する、札幌のまちに憧れてきた私ですので、やはりこのまちがきれいで、この大通地区ももっと発展してもらいたいと思っておりますので、みんなが憧れる札幌のまちを維持していただけたらと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○國枝委員 今、電子たばこの話が出ましたが、今回は加熱式たばこが規制になりましたけれども、電子たばこは規制になっていません。加熱式たばこは、たばこですが、電子たばこは、たばこではない、そういう意味で、規制できないところかと思うのですが、今あったように、見た目が分かりづらいですね。煙が出ないということに関しては、ぱっと見で分からないので、普通の人が見たときに、あれっ、たばこを吸っているのではないかと思う人はたくさんいると思います。

そこをどういうふうにしていくのか、今のところ、電子たばこを規制しているところはないと思うのですけれども、電子たばこも必ずしもみんな体にいいわけではありませんし、いわゆるゾンビたばこは中に何が入っているかが分からない、場合によっては違法薬物を入れている人もいます。ですから、将来的には、その辺も含めて規制を広げていかないといけないのではないかなと思います。それは確かに難しいところがあるのですが、それは今後の課題ではない

かと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○戸澤委員 電子たばこについては、見分けが難しいということで、ほかの地域でも同じように禁止にしていると思ったのですが、神戸や大阪は違うのですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 個別の自治体については今すぐお答えできないのですが、加熱式だけを対象にして規制をしているところもあれば、電子たばこも含めているところもありますので、それぞれの自治体の考え方になるかと思っています。

我々事務局としては、今回の検討会でご議論いただいた中では、第2回の検討会で、加熱式のみ規制について、賛成のご意見をいただいていたと理解しています。

○古元座長 今回についてはそうですね。

○戸澤委員 第2回のときに、見分けがつきづらいので含めると考えると思ったのですが、違いましたか。

○古元座長 そういうご意見をいただいていたとは思いますが、今回は加熱式たばこのみと理解しておりました。

電子たばこは、健康増進法の規制対象外といった性格の異なる背景もあり、今回の意見交換会の中では、まずは加熱式たばこということで認識をしております。

ただ、やはり見分けがつきづらいといった課題は今後もございますので、引き続き検討課題であると思います。

ほかにいかがでしょうか。

○大掠委員 今の話を踏まえてではないですが、行政としても、他都市や他国の事例を調査していただきたいと思います。その中で、非常に有効な手段もあるかもしれませんので、札幌市としても情報収集をぜひお願いしたいと思います。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○土田委員 今の大掠委員の意見はそのとおりだなと思ったのです。先ほど来、行動変容を促すというのは、そのとおりだなと一見思うようなことですが、北海道の喫煙率はもともと非常に高いと聞いておりますし、東南アジアの方やアジア圏の方の喫煙率も高いということですから、多分、文化的な背景、経緯に根差して、このような状況が起こっているわけで、それを単純に行政側が行動変容を促すは非常に難しいだろうと、そこがずっと引っかかっています。

今、大掠委員がおっしゃったとおり、文化的背景やインバウンドの方たちの生活習慣など、現に、最近、JTの決算発表や第1・四半期の発表があったと思うのですが、過去最高という話ですから、世界ではたばこがもうどんどん消費されているのですよね。ですから、健康面やモラルだけを一方的に訴えるというよりも、本当により深く真剣に研究、検証しないと非常に難しい問題かなと思います。元も子もないことを言っていますし、行動変容は非常に難しいテーマですが、応援したいと思っておりますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○古元座長 金澤委員はいかがですか。

○金澤委員 最後の6番に関しては、おっしゃるとおりだなと思います。お話ししてきた内容と何か違和感があるものではないので、市として苦情が多い部分に関してご対応いただいたということに尽きるのかなと思います。

ただ、この苦情の多い方たちがノイジーマイノリティーではないのだろうかということもありますし、おとなしくされていて、つらいなと思われるサイレントな方たちもいらっしゃると思うので、聞こえる声のみならず、聞こえない声にも耳を傾けていただくと非常によいまちになっていくのかなと思います。

市民としてもそうですし、一業者としても札幌市を大事に思っていますので、喫煙される方もされない方も行政も民間もみんなで歩み寄っていいまちにしていければいいと思うので、定期的に状況を見直したり意見を聞いていただければと思います。もう決まってしまったから、これは変えられませんが、立ち止まって考え直していただきまして、よりよいものをつくりましょうということで、私の意見とさせていただきます。

○古元座長 椎野委員はいかがでしょう。

○椎野委員 今日の資料で一番印象に残ったのは、関係団体への意見聴取の中で、狸小路は日

中にごみがほとんどないが、夜に捨てられているのか、朝になるとたくさんごみがあるというところで、これは、つまり、朝にたくさんごみがあるから、どなたかが毎朝片づけているということだと思うのです。

申し上げたいのは最後の環境美化の実現で、行政の方ももちろんご努力はされていると思うのですが、恐らく、一市民というか、現場で誰かが掃除をしているから美化が実現できているわけで、環境美化の実現という目標達成を下支えされている人たちを何らかの形で紹介する、例えば広報さっぽろで取り上げたりなど、市民への啓発の仕方もあるかなと思いました。

○古元座長 錦戸委員はいかがでしょうか。

○錦戸委員 今のご意見に賛成です。点としてではなくて線と考える場合に、この環境首都・札幌を目指して、各市民がどう向き合うかが問題だと思うのです。

私たち中央地区は、クリーンアップ作戦と言って、町内会ごとに半年に一度集まって、社員の方がみんな出てきてくださって、たばこやごみをどんどん拾って捨てるという町内会活動をしております。皆さんの地域もそういうことをしていращゃると思いますので、そういうことを続けながら、この目標に向けて市民みんなが関心を持って進んでいけばいいなと思いました。

○古元座長 大変貴重なご意見に本当に感謝を申し上げます。

本日、三つの論点についてご意見をいただくことができました。

ここで、最後に、全体を通して何か言い残したことございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○古元座長 それでは、各委員から一通りのご意見をいただくことができました。

改めまして、本日の各論点につきまして、この検討会で出た意見を確認いたしたいと思います。

事務局から、本日出た議論のまとめをお願いいたします。

○事務局(藤本事業廃棄物課長) 委員の皆様、ありがとうございます。

三つのテーマに沿って、たくさんご意見をいただきましたので、概要について、復習の意味合いも兼ねて私から共有させていただきます。

まず、1点目の町内会や関係団体等の意見を踏まえた喫煙制限区域拡大の修正案について、分かりやすさでは前のほうがよかったけれども、住宅街の対策に関しては、規制の趣旨を踏まえると、今回の修正案で問題ないのではないか、その他多くの方から修正案で賛成というご意見をいただいたかと思います。

おおむね賛成をいただいたところですが、実効性をどう確保するかでは、公共の場所しか規制の網がかかっていないため、民間の土地、私有地や駐車場、ビルの隙間に入る可能性があるため、そこへの対応を考えたほうがいいのかというご意見をいただいております。

2点目の公衆喫煙所の整備について、まず、どの程度用意する考えなのかでご意見をいただきました。数に関しては、今お示ししている2か所がある程度確度の高いものになりますけれども、やはり場所の関係でたくさん用意するのは難しいです。

あとは、札幌駅周辺は観光客の方が来られる札幌の顔となる場所ですから、そこにも喫煙所があったほうがいいのかというご意見を複数の方からいただいております。

喫煙所の整備に関しましては、特に民間の協力を得たいのであれば、補助金制度の導入について検討したほうがいいのかというご意見も多数いただいております。協力を求めるのであれば、補助金の制度なのか、何かしらの仕組みが必要だというお話でした。

あとは、今の案ですと、現状の喫煙所も含めて公園に集まっているように見えるので、そこは実際の利用状況を踏まえて今後どうしていくかをきちんと考えていってほしいというご意見もいただいております。

2番に関しては以上になります。

最後のまとめですが、今回の検討自体が条例ができてから20年とかなり時間がたつてからとなりますけれども、その都度、いろいろな状況の変化を捉えながら検討を進めていくべきではないかというご意見をいただいております。

あとは、他都市や海外の情報も踏まえながら、どういうふうに対応していくかという参考に

すべきというご意見、インバウンドの方、海外から来られる方の文化や生活習慣の違いもあるので、どういうふうに行動変容を促していくかも考えていく必要があるのではないかとご意見をいただいております。

今回の調査などで苦情が多かったところに対しての手当てという意味合いで喫煙所を整備するとありますけれども、一部の方の声ではないかということもあって、ほかの多くの方がどう考えているのかをきちんと押さえ、札幌市のまちをどうきれいにしていくのかをきちんと考えていくべきだというご意見をいただいております。

あとは、行政だけではなくて地域の方たちにもまちをきれいにするために取り組んでいただいておりますので、そういった紹介をしながら、みんなでまちをきれいにしていくよう進めていくことも大事ではないかというご意見もいただいております。

いただいた意見の概要については以上になります。

○古元座長 丁寧にまとめていただけたと思います。

今、藤本課長からおまとめいただいた内容につきまして、委員の皆様の認識が違うでありますとか、何かこういったところももう少しというご意見あればご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

必要に応じて検討の機会を設けるというお話もいただいたところであったと思います。

○戸澤委員 繰り返しになりますけれども、公共の喫煙場はこの2か所をつくるのが精いっぱいということであれば、やはり民間の事業者にご協力をいただくことがとても大切だと思いますので、そのところをよろしく願いいたします。

もうこれ以上は全くつくれませんというのでは、規則だけつくって受皿がないのでは、やはり何のためにこうしているのがよく分からなくなってしまうので、たばこを吸う人も吸わない人も快適に、このまちで暮らす私たちが住みやすいまちになっていただけたらなと思っております。

○古元座長 ありがとうございます。事務局の方には委員の構成もご検討いただき、様々なお立場の方にご参加いただくことができ、同じ方向に向かって議論ができたと思います。本当にありがとうございます。

今回まで3回を通しまして本検討会の目的といたします都心部の総合的な喫煙対策についておおむね議論を行うことができたと思います。

委員の皆様もよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○古元座長 ありがとうございます。

それでは、今後の流れにつきまして、事務局からご説明をお願い申し上げます。

○事務局(藤本事業廃棄物課長) 委員の皆様、本日も活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

また、3回にわたる検討会におきまして様々な視点からご意見をいただきました。本当にありがとうございます。

今回の検討会でいただいた中には、我々の宿題となるような部分もありましたので、引き続き検討を踏まえながら、この後、進めさせていただきたいと思っております。

具体的な今後の進め方ですけれども、検討会につきましては、今回の第3回で一旦終了とさせていただきますと考えております。

その上で、皆様からいただいた意見を踏まえまして、新ルールを具体的にまとめた上で、広く市民の皆さんからご意見をいただくパブリックコメントを実施する予定であります。その後新しいルールを確定させまして、ポイ捨て等防止条例の規定に基づきまして、新しい喫煙制限区域の告示、こういう区域になりますよと告示いたします。

実際に新しいルールがスタートするのは、先ほどもお話ししましたが、令和9年の夏を予定しておりますので、その告示の後、夏になるまでは、こういうルールに変わりますよということをご丁寧に周知していくための期間として進めていきたいと考えております。

今後の進め方は以上になります。

○古元座長 パブリックコメントも丁寧にやっていただくということだと思います。

それでは、閉会に当たりまして、加茂局長からご挨拶をお願い申し上げます。

○加茂環境局長 長時間にわたり活発なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会の閉会に当たりまして、一言、私からご挨拶をさせていただきますと思います。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、全3回にわたる検討会にご出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

皆様から頂戴したご意見は、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを実現するためのルールでございます。これをまとめるに当たって、非常に大きな糧となるものでございました。

改めまして、これまでのご熱心なご議論、ご協力に深く感謝を申し上げます。

この検討会でご議論いただきました快適なまちの環境づくり、それから、喫煙マナーの向上を両立させるという取組は、市民、札幌を訪れる観光客の皆様のご理解、ご協力が不可欠でございます。

先ほど藤本からも説明がありましたように、今後、パブリックコメントを経て新しいルールを取りまとめた上で、来年の夏に新ルールをスタートさせていただきたいと思っておりますけれども、それに向けて、本日いただいたご意見を踏まえまして、我々のほうで準備を進めてまいり所存でございます。

また、今日ご提示した形が最終形ではございません。今後も状況に応じた対応に努めてまいりたいと我々は考えているところでございます。

結びになりますけれども、委員の皆様の今後ますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます。本検討会の総括の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

3. 閉 会

○古元座長 本日の議題は終了となります。

私からも、事務局の皆様には、大変精力的なご検討をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、委員の皆様も活発なご意見を本当にありがとうございました。

以上で、第3回札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上